

報告第2号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月20日提出

新城市長 穂積亮次

専決第1号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月24日専決

新城市長 穂積亮次

1 事故発生日時 令和3年1月25日 午前8時40分頃

2 事故発生場所 新城市長篠字仲野16番地11

3 賠償する相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

4 事故の概要 職員が公用車に乗り訪問看護に向かおうと出発したところ、
フロントガラス右側が水蒸気により視界不良となり、停車していた相手方の車両に接触し、車両の右前部が破損した。

5 損害賠償額 469,718円

報告第3号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月20日提出

新城市長 穂積亮次

専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

新城市長 穂積亮次

1 事故発生日時 令和3年2月9日 午前10時55分頃

2 事故発生場所 新城市豊栄1232番地 白子公民館駐車場内

3 賠償する相手方
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 事故の概要 現地立会のため、職員が運転する車両を白子公民館駐車場に駐車しようと後退させたところ、後方確認を怠ったことにより車両の後部が倉庫に接触し、外壁を損傷した。

5 損害賠償額 253,000円

報告第4号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年4月20日提出

新城市長 穂積亮次

専決第2号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月24日専決

新城市長 穂積亮次

1 工 事 名	新城駅前広場整備工事その2
2 工 事 場 所	新城市字宮ノ西地内ほか
3 変更前請負契約金額	169,271,300円
4 変更後請負契約金額	167,950,200円
5 今回変更による減額	1,321,100円
6 契 約 の 相 手 方	新城市石田字南畑84番地2 株式会社田村組 代表取締役 田 村 太 一